

瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座実施要綱

〔平成 19 年 9 月 13 日〕
告示第 178 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座を行うことにより、住民が主体となる生涯学習の機会の整備を図り、もって生涯学習の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「職員」とは、瑞穂町職員定数条例（昭和 24 年条例第 8 号）第 1 条に規定する職員とする。

2 この要綱において「課」とは、瑞穂町組織条例（平成 4 年条例第 1 号）第 1 条に規定する課、瑞穂町会計管理者の補助組織規則（平成 19 年規則第 24 号）第 2 条第 1 項に規定する会計課、瑞穂町教育委員会事務局処務規則（平成 4 年教育委員会規則第 3 号）第 2 条に規定する課及び館並びに瑞穂町議会事務局設置条例（昭和 52 年条例第 41 号）第 1 条に規定する事務局とする。

3 この要綱において「出前講座」とは、ボランティア講師（瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座講師登録及び登録情報取扱要綱（平成 19 年告示第 179 号）に基づいて登録されたものをいう。以下同じ。）及び職員が次条に規定する団体の主催する集会に講師として出向き、町政に関する説明、趣味教養を高める講義又は実習を行うことをいう。

（対象）

第 3 条 出前講座を受講できるものは、町の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者 10 人以上で構成する団体で、次の各号に掲げるいずれにも該当する団体とする。

（1）出前講座を実施する会場（町の区域内に設置された公の施設、地域集会施設その他これに準ずる施設に限る。以下同じ。）を確保できること。

（2）出前講座受講当日の運営及び進行を行うことができること。

(3) 町政等に対する苦情、陳情等を受け付ける機会ではないことを承知していること。

(内容)

第 4 条 出前講座の内容は、教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定める。

(実施日等)

第 5 条 出前講座は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く日に実施するものとする。

2 実施時間は、午前9時から午後9時までの間で、1講座当たり2時間以内とする。

(申込み)

第 6 条 出前講座を受講しようとするもの（以下「申込団体」という。）は、出前講座の実施を希望する日の30日前までに、委員会へ瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座申込書（様式第1号）を提出するものとする。

(決定等)

第 7 条 委員会は、前条に規定する申込みがあったときは、内容、日時等について講師等と調整の上、講座実施の可否を決定し、瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座実施（決定・不可）通知書（様式第2号。以下「実施決定通知書」という。）を申込団体の代表者に通知するものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する実施決定を受けた団体（以下「実施団体」という。以下同じ。）に条件を付することができる。

(実施の制限)

第 8 条 委員会は、第6条に規定する申込みが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 政治活動、宗教活動、又は営利を目的としていると認めるとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、実施することが不相当と認

めるとき。

(実施決定の取消し等)

第 9 条 委員会は、実施団体又はその構成員が、次の各号のいずれかに該当するときは、実施決定を取消し、又は出前講座を中止することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 実施の目的又は第 7 条第 2 項の規定により付した条件に違反し、又は職員の指示に従わないとき。

(3) 前条第 1 号又は第 2 号に該当することが判明したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により第 7 条第 1 項の規定による実施決定を受けたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

(変更等の届出)

第 1 0 条 実施団体の代表者は、開催日時、会場その他申込事項に変更があったとき、又は都合により出前講座の申込みを辞退するときは、瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座申込(内容変更・取消し) 届出書 (様式第 3 号) により、直ちに委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(講師の送迎等)

第 1 1 条 講師の送迎等が必要なときは、実施団体が対応するものとする。

(実施報告)

第 1 2 条 実施団体の代表者は、当該出前講座受講後 2 週間以内に、瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座開催報告書 (様式第 4 号) を委員会に提出しなければならない。

2 講師は、当該出前講座が終了した日から 2 週間以内に瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座実施報告書 (様式第 5 号) を委員会に提出しなければならない。

(費用)

第 1 3 条 出前講座に係る講師料は、無料とする。

2 出前講座に必要な会場の使用料若しくは利用料又は借上料及び材料費等は、実施団体の負担とする。

(庶務)

第 1 4 条 出前講座に関する庶務は、瑞穂町教育委員会社会教育課において処理する。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。